

令和8年度 看護師特定行為研修等派遣事業 募集要項

公益社団法人 愛媛県看護協会

1. 目的

看護師特定行為研修及びこの研修を組み込んでいる認定看護師教育課程（B課程）（以下「特定行為研修等」という）を受講する者の経費を負担する病院等に補助金を交付し支援することで、特定行為研修の受講を促進し、もって県内の急性期、在宅医療等の充実と質の向上を図る。

2. 主催

公益社団法人 愛媛県看護協会（愛媛県在宅医療普及推進事業）

3. 対象

次の項目すべての事由を満たしている者

- 1) 愛媛県内の医療機関や訪問看護ステーション等の施設であって、雇用している看護師を令和8年度に特定行為研修へ派遣する。（受講費用等を当該施設が負担する場合に限る）
- 2) 1) の看護師の推薦にあたっては、研修修了後のビジョン等が明確で、県内の研修受講促進のけん引役となる者とする。

4. 応募方法および選考方法

- 1) 派遣施設は、雇用する看護師に特定行為研修を受講させようとする場合は、申請書（別紙様式3）に以下の（1）～（3）を添付し、令和8年7月31日（当日消印有効）までに県看護協会に提出する。
 - （1）看護師特定行為研修派遣計画書（別紙様式2）
 - （2）派遣対象者履歴書、推薦書（参考別紙）
 - （3）その他参考資料（入学するコースの募集要項等）
- 2) 県看護協会は、派遣計画書を取りまとめ、「評価委員会」の審査を経て、その結果を派遣施設へ通知する。

5. 募集人員

当該年度補助金交付予算の範囲内

6. 補助金の交付について

- 1) 県看護協会は、研修終了後、研修成果や研修に要した費用を確認の上、助成対象となる受講料等の一部を負担する。
 - （1）訪問看護ステーションが派遣する場合、研修受講料等の10/10を助成する

ものとし、受講者1名につき1,200千円を上限とする。

- (2) (1) 以外が派遣する場合、研修受講等の1/2を助成するものとし、受講者1名につき600千円を上限とする。
- 2) 当該事業は、修了証の交付をもって完了する。なお、補助金の交付は、県及び県看護協会の会計年度に従い、修了証交付日年度に行う。
- 3) 補助金の交付手続きに関しては、「令和8年度 愛媛県看護協会 看護師特定行為研修派遣事業費補助金交付要綱」に準じ、別途当該施設に通知するものとする。

7. 特定行為研修終了後の措置

- 1) 派遣施設は、研修終了後速やかに、看護師特定行為研修事業の完了報告を作成し、県看護協会に提出する。
- 2) 派遣施設及び研修受講者は、県及び県看護協会が実施する特定行為研修制度の普及・受講者拡大等の取り組みに、可能な限り協力するものとする。

【問合せ先】

公益社団法人愛媛県看護協会

看護師特定行為研修派遣事業 担当 曾我部 恵子

TEL 089-924-0848

FAX 089-996-8425

e-mail sogabe@nursing-ehime.or.jp